

## 令和2年度 非常災害時の措置について(保存用)

非常変災時には、学校では次のような措置をとりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 警報等が発令された場合

1. 【午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合】【午前7時以降、始業時刻までに、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合】は臨時休業となります。また、当日の学校行事も中止・延期となります。
2. 中央区に河川氾濫の警戒レベル3(高齢者は避難)、警戒レベル4(全員避難)の発令があった場合は臨時休業となります。※1
3. 児童が登校した後、「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合は、授業をとりやめ、児童引き渡し等の措置を取ります。

### 地震等の災害があった場合

1. 大阪市で、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合臨時休業となります。※2
2. 午前7時現在 J R環状線とOsaka Metro(大阪メトロ)の両方の交通機関が 全面運休している場合は、臨時休業となります。
3. 児童が登校した後、非常災害が起こった場合は、災害の状況に応じて学校長の判断のもと、安全確保を最優先して適切な対応の方法を講じます。

### 連絡方法

1. テレビ、インターネット等の午前7時現在の気象情報でご確認ください。
2. 当日は学校からメール配信(メール)とホームページにて連絡します。

- 備考
- (1) 児童引き渡し時にお迎えが不可能なご家庭は、学校で一時お預かりしていただきますので、できるだけ早く学校まで迎えに来てください。
  - (2) **大雨警報や洪水警報**では、原則臨時休業となりませんのでご注意ください。
  - (3) 警報による臨時休業に関する、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
  - (4) 学校が臨時休業の場合、いきいき活動はありません。
  - (5) **連絡先が変わった場合は、その都度必ず担任にお伝えください。また、連絡先を複数お伝えください。**
  - (6) ※1、※2の部分は、今回追加した部分です。